

# 活動・問題・将来のビジョン

協会発足以来、いくつかの大きな問題をかかえました。それを解決すべく運動をしてきました。  
その経過を当事者に語って頂きました。

## 患者の投票権獲得運動

### 国賠訴訟を中心として

新谷謙一（訴訟代理人弁護士）

旧公職選挙法のもとでは、一部のALS患者さんのように、投票所に行くことも投票用紙に自書することができない人は、選挙で投票することができませんでした。憲法で保障された参政権を奪わっていたのです。第1東京弁護士会は、この問題を重視し、当時のALS協会事務局長であった松岡さんを招いて勉強会を開いたり（このとき松岡さんは病を抑して熱弁をふるわれました）、患者さんの自宅に伺つてお話を聞いたりして実態の把握に努めました。その上で自治大臣に対し、郵便による代筆投票制度を導入するなどして人権侵害を是正するよう勧告しましたが、法改正の動きはありませんでした。

そこで、平成12年に、ALSの患者さんである賀来寛孝さん、笛川彰さん、村山芳子さんが原告となり、国の責任を追及するためには国家賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

旧公職選挙法のもとでは、一部のALS患者さんのように、投票所に行くことも投票用紙に自書することができない人は、選挙で投票することができませんでした。憲法で保障された参政権を奪わっていたのです。第1東京弁護士会は、この問題を重視し、当時のALS協会事務局長であった松岡さんを招いて勉強会を開いたり（このとき松岡さんは病を抑して熱弁をふるわれました）、患者さんの自宅に伺つてお話を聞いたりして実態の把握に努めました。その上で自治大臣に対し、郵便による代筆投票制度を導入するなどして人権侵害を是正するよう勧告しましたが、法改正の動きはありませんでした。

原吉らの主張の柱は、すべての国民が投票できるような法制度を国が作らなかつたことが憲法に違反するという立法不作為の違憲性でした。しかし、この理論を認めた判例は極めて少なく、勝訴の見込みについては悲観的にならざるを得ませんでした。

特定の思想を禁止する法律を制定した場合のように、国の作為が人権侵害にあたる場合には違憲判断は比較的容易です。しかし、実現するには具体的な法律の制定が必要な人権の場合、どのような法律を制定するかは原則として国会の裁量の範囲内であり、仮に国会の判断が不当であるとしても、その是正は主権者たる国民が選挙等を通じて国会をコントロールする方法によりなされるべきであるというのがそれまでの判例の基本的立場でした。「この種の法律が憲法の想定する基準を満たすかどうかについては様々な観点から検討を加えて判断しなければならず、制度上

国会にはその判断能力があるが裁判所にはない、国民に選ばれたわけではない裁判官は国民に選ばれた国會議員の判断を尊重すべきである」という考え方があります。被告も、どのような選挙制度を採用するかは国会の裁量に属するとした上で、郵便による代筆投票制度は不正行為を誘発する恐れがあるから採用しないと主張しました。

しかし、この考え方は選挙を通じて国民が国会をコントロールするシステムが正常に機能していることを前提としており、選挙権自体が侵害されてこのシステムが正常に機能していない場合には妥当しないはずです。原告

らはこの点を強調するとともに、国が指摘する弊害も他の方法によって回避できると反論しました。

平成14年11月、裁判所は、国会の不作為は未だ違法とはいえないとして賠償請求自体は棄却しましたが、原告らが選挙権行使できるような投票制度が設けられていなかつたことは違憲の状態であつたと認定する画期的な判決を言い渡しました。

弁護団は直ちに判決書の写しを全国会議員に郵送するなどして法改正を働きかけました。マスコミも私達の主張を好意的に伝えてくれました。その結果、判決からわずか半年

後に公職選挙法が改正され、郵便による代筆投票制度が認められることになったのです。

患者さんの声が裁判所や国会を動かしたのです。歴史に残る人権活動だと言つても過言ではないでしょう。



## 患者の生存権と 家族の生活権を賭けた 吸引問題

【図1】

		内容		
		協会内活動	協会对外活動	国の動き
平成14年3月	4月	第1回吸引委員会（3／3）		
5月	5月	第2回吸引委員会（5／26）		
6月	7月	第3回吸引委員会（7／13）	署名活動（7／20グローバルデイ）	
8月	8月	第4回吸引委員会（8／24）	署名活動、厚労省面談（8／2）	
9月	9月		吸引シンポジウム（9／22仙台）	
10月	10月	第5回吸引委員会（10／27）		
11月	11月			
12月	12月	第6回吸引委員会（12／8）	大臣陳情（11／12）	
平成15年1月	2月	第7回吸引委員会（2／15）		
3月	3月	関係者の交流会（3／5東京）		
4月	4月	分科会へ意見・要望書（4／4）	第1・2・3回分科会	
5月	5月	大臣へ要望書（5／19）	第4・5回分科会	
6月	6月		第6・7回分科会	
7月	7月	第8回吸引委員会（7／19）	最終回第8回（5／13）	
			報告書（6／9）	
			都道府県通知（7／17）	

本委員会は、平成14年（2002年）1月の理事会にて承認された委員会です。

吸引「問題」とついている以上、誰にとつて、何が、どのように問題なのでしょうか。

在宅や施設の場で常時吸引を必要とする私達にとって、吸引は日常生活を送るために必

要不可欠な行為です。しかし、当時、在宅や施設の場においては、医師・看護師以外の者が吸引行為を行うことは医師法17条と保健師助産師看護師法5条により許されておりませんでした。そのため、在宅の場合、患者宅に訪問介護員が来ても吸引ができないため、家



※1 日本ALS協会実施「介護保険実施に伴う在宅療養実態調査」平成12年9月。有効回答数434名（内、吸引等実施患者273名）在宅療養回答者の62・9%）「利用していない」11名（4%）「月1～2回」2名（0・7%）「週1～3回」165名（60・5%）「週4～6回」84名（30・8%）「週7回以上」3名（2・9%）「不明」3名（1・1%）。

※2 人工呼吸器をつけた子の親の会、NPO日本せきすい基金、全国低肺機能者団体協議会、SMA家族の会事務局、頭部外傷や病気による後遺症を持つ若者と家族の会。

※3 坂口大臣「桜の花の咲く頃には…」結果を出すと約束。（左写真）

族等が行わなければならない現実がありました。常時吸引を必要とする患者にとつては一日24時間365日、吸引ができる誰かが側にいる必要があります。在宅の場で吸引が許容されていた「訪問看護」がありました。が毎日・複数回訪問可能なところは極めて少ない状況でもありました。（※1）吸引できるはずの訪問看護師も毎日来ることは難しく、且つ訪問介護員が吸引できないために、ALSとともに生きたいと思つた方も吸引を含めた療養環境の不整備のために人工呼吸器装着を断念する方が後を絶ちませんでした。つまり、吸引問題とは、患者にとつては生存権が、家族にとつては生活権が脅かされる問題だつたのです。

その現状を打破し、患者の生存権と家族の生活権を守るために、つまり、生きたい人が生きることができるよう、家族も日常生活を送ることができるよう、橋本会長（当時の副会長）を委員長に委員会が立ち上がりました。ここに大きな意義がありました。この委員会の発起人は橋本会長、つまり患者自身で立ち上がり自ら主体的に動きだしたのです。誰のために、何をどのように解決すべきか、戦略・戦術も含めて各方面の方のご協力を得ながら議論を重ねてきました。

【図1】にあるとおり、平成14年3月から協会内で打ち合わせを重ねてきました。同時に、対外活動として、なぜ私たちが吸引問題の解決を訴えているのかを社会に理解してもらうための行動も行ってきました。その中の大きな動きの一つが平成14年7月から8月にかけて行つた署名活動でした。当協会および関係団体（※2）の協力のもと全国の方から約1万8千名もの方に署名をいただきました。数多くの方の尊い署名とともにその想いも私たちのところには沢山届いてきました。

平成14年10月には、第155回臨時国会参議院決算委員会にて民主党谷博之議員が「ヘルパーの吸引を一定の研修を前提に認める」とができるいかとの質疑を行い、坂口力厚生労働大臣（当時）は「そのような検討をする時期に来ていると思う」との発言を引き出しました。

関係者のご尽力により、平成14年11月12日には、衆議院第一議員会館第一会議室にて坂口力厚生労働大臣（当時）と私たちの直接面談が実現（※3）しました。その場で、松本名誉会長（当時会長）から全国からの署名を手渡すとともに、「ALS等の吸引を必要とす

る患者に医師の指導をうけたヘルパー等介護者が日常生活の場で吸引を行うことを認めてください」との要望を行いました。そして、その手渡しを行つたその場で、坂口力厚生労働大臣(当時)より「吸引問題の検討会を設け、春までに決着をつけたい。」との返答があつた。全国の数多くの方のご理解とご協力で得ることのできた意義ある返答であつた。その返答をもとに厚生労働省医政局医事課に平成15年2月「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会」が設置され有識者による議論が行われた。平成15年2月から5月にかけて計8回の分科会が開催され、一定条件の下、家族以外の者による吸引を許容する報告書が平成15年6月9日に取りまとめられた。分科会により取りまとめられた報告書を受け、平成15年7月17日に厚生労働省医政局長名で通知(医政発第0717001号)が各都道府県知事宛に発出された。

この通知に問題点もあつた。私たちが要望した対象は「吸引を必要とする患者」であつたが、厚生労働省は「ALS」と限定した。場所についても在宅・施設等の「日常生活の場」と要望したが、「在宅」と限定した。私たちは

要望を広義に行つてきたが、結果は狭義なものとなつてしまつた。日常生活の場で吸引を必要とする方にとって、狭義な結論に落胆と怒りは隠せない状況であつた。

そして、この狭義な通知が発出された各現場においても混乱があつた。地方自治体によつては、報告書内にある「業務として位置づけない」との文言について独自解釈をし、「業務として位置づけない」と明記されているので家族以外の者が吸引することは認めないとした地域さえもあつた。また、介護事業所責任者や訪問介護員が吸引を拒否するケースや、指導役である医師・看護師が指導を拒否するケースもあつた。

そこで、前述の課題を検討する場として平成16年5月31日、厚生労働省医政局医事課に「在宅及び養護学校における日常的な医療の医学的・法律学的整理に関する研究会」が設置された。検討内容は、(1) ALS以外の在宅患者に対するたんの吸引行為に関する医学的・法律学的整理と(2) 養護学校における医療ニーズの高い児童生徒に対するケア(①たんの吸引、②経管栄養、③自己導尿の補助)に関する医学的・法律学的整理であつた。平成16年5月から1月にかけて5回の研

究会が開催され、平成16年9月17日に「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の医学的・法律学的整理に関するとりまとめ」が行われ、非医療関係者の教員による「たんの吸引」「経管栄養」「導尿」が許容される報告書が取り纏められた。それを受けて平成16年10月20日に厚生労働省医政局長名で通知(医政発第1020008号)が各都道府県知事宛に発出され、更にその通知により平成16年10月22日に文部科学省初等中等教育委員会教育長・各指定都市教育委員会教育長・附属盲・聾・養護学校を置く各国立大学法人学長・関係都道府県知事宛に発出された。

また、平成16年11月から平成17年2月にかけて5回の研究会が開催され、平成17年3月10日に「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いに関する取りまとめ」が行われ、一定条件の下、在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対する家族以外の者による吸引が許容される報告書が取り纏められた。平成17年3月24日に厚生労働省医政局長名で通知(医政発第324006号)が各都道府県知事宛に発出された。

このようにして現時点に至る経緯の中で、数多くの方のご尽力により、一定条件の下ではあるが公的に家族以外の者の吸引が容認されたことは、大変大きな意義があつた。それは、当事者が主体的に動き出したことによつて、国をも動かしたことである。社会構造・医療環境の変化、医療機器・福祉機器等の改善で療養環境は変化している。その変化には問題も生じてくる。それらについて、改善必要と思ったことを改善案も含めて主体的に発信できる私達でなければならぬ。社会保障の見直しが急務になつてゐる現在、このような変化に伴う問題に対応できなければ、患者の生存権と家族の生活権を守ることはできない。

家族以外の者に吸引が容認されたことで、目的は達成できましたかと聞かれれば、それは未完と

あります。が公的に家族以外の者の吸引が容認されたことは、大変大きな意義があつた。それは、当事者が主体的に動き出したことによつて、国をも動かしたことである。社会構造・医療環境の変化、医療機器・

このようにして現時点に至る経緯の中で、定条件下で家族以外の者が吸引ができるようになつたということに関しては、私たちの目的を達成するための「手段」は確保できたと評価はできる。しかし、その手段であるはずの吸引ができる介護事業所の数や質も含め

応えることができるであろう。たしかに、一度、療養環境の地域間格差は広がつている。「患者の生存権と家族の生活権」を守るという目的に対し、解決「手段」の一つである吸引容認が確保できた段階であり、まだ様々な課題が残つてゐる。現状に安泰することなく問題をしつかり捉えて発信していきたい。

## 呼吸器付けた患者らの介護



なぜ、ホームヘルパーにたんの吸引を認めないのか……。そんな不満の声が人工呼吸器を付けた患者や家族との間で強まつてゐる。厚生労働省は「医療行為」に当たるとしてヘルパーによる吸引を認めておらず、介護保険入後も家族の介護負担が減らないのが実情。家族は十月中旬にも約七万人分の署名を国に提出し見直しを迫る。

茨城県の会社員、海野し、たんやつばを吸い出されながら、人工呼吸器を付けていた。幸太郎さん(34)の父、す作業で家族が交代で行なっている。医師法の解説によると、前、全身の筋肉が動かなくなつて、呼吸器を付けたまま目が離せないといふ。在宅で療養生活を送る。厚労省が医師や看護会社を一時休職して介護士が受けたままの場合は、呼吸器の中心はヘルパーの介護のときにも

## ヘルパーに「吸引」認め

### 署名集め提出へ

重い家族負担

いら

## 1996年採択

### 10年後のビジョンの

### 到達状況と今後の課題

事務局長

金沢公明

今年は協会設立20周年の節目の年であり、横浜での国際会議開催期間中に記念式典が予定されており、また理事会を中心にこれまでの20年の歩みを振り返り、今後の協会の在り方やビジョンについて検討が進められています。

総括に当たっては協会設立10周年の1996年4月の総会において採択された「日本ALS協会・10年後のビジョン」

(JALSA38号掲載)にどこまで到達したのか、なにが課題なのか明らかにしていくことが必要と思われます。今後の20年の総括と

今後のビジョンを策定していくたまき台として述べたいと思います。

### 日本ALS協会・10年後のビジョン

#### 【基本姿勢】

ALSの克服と、患者が人間としての尊厳を全うできる社会の実現を目指して、我々は自ら問題解決に立ち向う

#### 【ビジョン】

①法人化の実現  
(社会的に確固とした地歩を築く)

#### ②組織の充実強化

(本部専従スタッフ数名を置き機能充実、全都道府県に支部設置し、その下に地区連絡会を置く、会員1万人、賛助企業団体100)

#### ③医療・介護ネットワークの構築

(地域の医療機関、保健所、訪問看護センター、

在宅介護支援センターと連携し、入院・在宅を問わず、患者・家族のニーズに答えられる体制を築く)

#### ④介護ボランティアの派遣

(全国各地で介護ボランティアを養成し、人

#### 的支援を行う)

#### ⑤ALS基金の充実発展

(年間拠出金総額5000万円、研究奨励2000万円、機器購入・介護人派遣

2500万円、研修会開催500万円)

#### ⑥療護施設、中間施設(ショートステイ)の運営

(全国数か所に長期療養のための施設、小規模なショートステイ施設を設け、協会自ら施設運営を行う)

#### ⑦ALSデータバンクの構築

(各国のALSに関するあらゆる情報を収集し、医療・保健関係者、患者・家族に最新情報提供する)

## ⑧ALS月間（週間）の実現

（世界各国の運動と連携して、5月を国際ALS啓発月間とし、講演、催し等を開催する）

基本姿勢の前半に言われていることは協会設立時の目的の一つですが、「我々は自ら問題解決に立ち向う」という表現は10年の実践を通して、「国や行政に頼つたり陳情するだけでは限界があり、協会自らが問題解決をしていく姿勢が必要」との認識が示されています。そのことは④⑤⑥の協会事業実施に示されており、そのために①と②が必要であると提起されています。

ビジュンは10年後の協会のあるべき姿を提示したものでした。

新たに強調されていた協会による介護人の育成・派遣および施設の運営はその後の検討で協会の力量から直接運営までは踏み込み、積極的に関与し支援する姿勢で取組んできました。2000年の介護保険適用や2003年の障害者支援費による訪問介護制度が適用されるなかで、少数ですが都市圏での患者・家族や会員による介護事業所の運営や介護人育成が取組まれ、拡大の傾向が見ら

れます。協会としてはJALSA講習会の開催等での介護人育成や介護事業所の紹介を行うことに留めた取組みになっています。

また協会による施設の運営についても医療・福祉専門家によるケアハウスや身体障害者療護施設ALS居室の運営、長期療養病棟拡充に協力し、必要な支援を国に要請する取り組みに留めています。

官から民へ、病院から在宅へのシフトが進められているなかで今後、協会としてALS

介護人派遣事業所との緊密な関係を築きネッ

トワークを推進し、新しい患者・家族への介護人派遣情報が提供できるような取組みが当面、求められています。ALS患者が利用できるショートステイや療養施設に関しては支

部との連携を強めて活用できる施設を拡充していきことが当面の課題と言えます。

協会自身が介護事業所や療養施設の運営における課題と捉えています。ALS患者が利用できるショートステイや療養施設に関しては支部との連携を強めて活用できる施設を拡充していくことが当面の課題と言えます。

新たな強調されていた協会による介護人の育成・派遣および施設の運営はその後の検討で協会の力量から直接運営までは踏み込みます。積極的に関与し支援する姿勢で取組んできました。2000年の介護保険適用や2003年の障害者支援費による訪問介護制度が適用されるなかで、少数ですが都市圏での患者・家族や会員による介護事業所の運営や介護人育成が取組まれ、拡大の傾向が見ら

部については現在35支部（1ブロック含む）まで組織化され、まだ沖縄、佐賀、愛媛、香川、富山が未組織であり、近畿ブロックとして残されています。また支部の一部で役員の後継等で運営が困難になり組織活動の停止や停滞が生じており支援が必要になっています。会員数は2005年3月末で6100名（患者・家族1800名）、145団体になります。

法人化については1999年総会において社団法人を前提とした会則改正を行い、厚生労働省に申請をしましたが、公益法人の改革検討が進められるなか、認可までには到りませんでした。今年の通常国会において公益法

人制度改革法案が可決され2008年度施行となりました。その法律によると社団法人格

取得は容易になるものの税優遇税制措置が受けられる公益社団法人は厚生労働省の管轄から離れ、内閣府に設置される公益等認定委員会で判断されるようになっています。そのため協会の申請は白紙状態に戻されました。法人格は事業助成金やALS基金寄附集めと社会的信頼を増すために必要性がありますが、

そのための業務負荷の増大、体制の整備等の

負担が生じます。

今後の協会の在り方検討と合わせて再度、メリット、デメリットの見直し検討と、任意団体継続の選択肢を含めたN P O 法人、社団法人等の種類の選択についての検討が必要です。そのために本期、検討委員会を設置して検討が進められています。

医療・介護ネットワークの構築に関しては1998年より厚生労働省により重症難病患者入院施設確保事業や難病患者地域支援ネットワークが継続して取組まれてきており、2000年4月からは介護保険による訪

問介護等の適用、2003年4月からの障害者支援費制度と難病支援相談センターの設置開始、2006年10月からの障害者自立支援法施行など都道府県、自治体において療養支援体制の整備が進められています。

入院・在宅を問わず、ALS患者・家族の

ニーズに答えられるネットワーク体制を築くには本部の国への働きかけと合わせて当事者団体である支部の積極的な参画・連携が不可欠であり、その方面での支部活動の取組み強化が望まれています。

ALS基金に関しては1996年当時より

基金総額は約8000万円で研究奨励金額も400～500万円で推移しており、基金を充実発展させるには継続的な募金イベント開催ができるスタッフ体制や寄附免税が受けられる法人格取得などの整備が必要です。



クレヨン画：佐藤力子さん（岩手県）の足でかいた作品

日本ALS協会の歩み

八

〔1985/11〕  
発足のきづかけ

松山市のベテル病院で闘病生活をしていた川口武久氏と  
彼の闘病記を出版することになった静山社社長の松岡幸  
雄氏が出会いました。お互いの情熱から、1985年11  
月松山市で発足準備会が開催されました。このとき、闘  
病記「しんぼう」を読み、感動した神経内科の大御所で  
ある椿忠雄先生もご自分の病をおして、参加いただき、  
全国の先生方に協力の呼びかけをしてくださいました。



協会設立のきっかけとなつた  
川口武久著「しんぼう」。



松山市のベテル病院  
発足準備会。



在りし日の初代会長の川口武久氏。

協会発足												年月日	協会内	支部設立	対外活動・出来事
1986	1986	1986	1986	1986	1986	1986	1986	1986	1986	1986	1986	1986	日本ALS協会設立総会 (*2)	会長／川口武久氏、事務局長／松岡幸雄氏、事務局／新宿区静山社内	
3	12	10	10	10	10	9	7	7	5	25	10	1	「ケアブック」作成準備開始 (*5)	秋田県支部	筋無力症の全国集会に出席
1987	1987	29	23	20	11	10	29	28	7	5	25	10	アンケート（発症前の兆候等について）	八瀬先生サンフランシスコのALS患者家族会に出席 (*4)	川口会長、今井厚生大臣を訪問 (*16)
1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	設立記念文集「いのち燃やさん」刊行 (*6)	国立精神神経センター開設	
1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	この時期鈴木光枝氏(劇団文化座)佐々木愛氏ら文集の紹介、署名運動を支援	全国難病団体連絡協議会に加盟	
1988	1988	1988	1988	1988	1988	1988	1988	1988	1988	1988	1988	1988	長期療養施設の設置を厚生省に要望	松本会長厚生省を訪問	
1988	1988	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	第一東京弁護士会人権擁護委員会に闘病状況を説明	松本会長厚生省を訪問	
1988	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	長期療養施設の設置につき、全難連と厚生省話し合いはじまる	新潟県支部	
1988	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	椿忠雄先生（協会設立に尽力）逝去 (*22)	千葉県支部	
1988	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	斎藤十朗厚生大臣を訪ね陳願書提出		
1988	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	国際ALS会議（京都市）に協会として参加		
1988	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	第一東京弁護士会人権擁護委員会「筋萎縮性側索硬化症（ALS）について一調査報告と提言」をまとめ各方面に配布 (*7)		
1988	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987			
1988	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987	1987			

\*2

## 【1986／4 設立総会】

椿先生、八瀬善郎教授、川口氏、松岡氏、荒川氏（現協会相談役）等が世話人会を結成して、会設立の準備を進め、全国組織として「日本ALS協会」が4月20日東京の戸山サンライズで、患者・家族・医師・専門職等3百数十名を集めて発足しました。会員数は690名余での出発でした。設立発起人は26名。主な方たちは、椿忠雄先生、里吉栄二郎先生、祖父江逸郎先生、豊倉康夫先生、八瀬善郎先生、高橋和郎先生、田代邦雄先生他（順不同）。



\*3

## 【1986／5 機関誌「JALSA」創刊】

全国組織はできたものの患者さんがお互いの闘病状況や病気に関する最新情報を交換しあえる場をつくらなければならぬ。そんな気持ちから機関誌「JALSA」は設立後直ぐ準備に入り、2ヶ月後に発刊されました。最初の号は「設立総会報告号」でした。この20年で69号（創刊号入れて70冊）を数えました。今後とも会員同士の絆を担うものとして頑張ってまいります。

\*4

## 【1986／6 支部設立第1号 秋田県支部設立】

全国規模の会ができるといつてもまだALSについての認識が薄く、まずお互いにどんな闘病生活をしているのか、さっぱりわかりませんでした。そこで、協会としては各県に支部をつくり、近隣の患者さん同志との交流がすすめられるよう行動を開始しました。その動きに応じて協会設立の2ヶ月後には秋田県に第1号の支部が設立されました。それから新潟県・千葉県など続々と支部が設立されていきました。今では、34県+1ブロック（近畿2府5県）の35支部を数えることになり、あと沖縄県等6県にまだ支部ができていないことになります。

（未組織）富山・鳥取・佐賀・香川・愛媛・沖縄。

下右上：手押しで24時間の呼吸補助をしている小森さん。  
下右下：「秋田の集い」が全国初の県支部設立に。

下中上：新潟県支部設立の為の準備会。

下中下：千葉県支部設立総会での竹内支部長挨拶。

下左上：埼玉県支部の設立総会。



年	協会内	支部設立	対外活動・出来事	
				月 日
1992	1988		小渕恵三官房長官に陳情書提出	
1992	1988		藤本厚生大臣に請願書提出	
12	11	10	「神経・筋難病を考える集い」(松山市)	
6	4	7	1988	1988
			独自の年賀はがき作成	
			近畿ブロック	
			ノリス博士(A.L.Sの世界的権威)を迎える集会(横浜)	
			「難病を考える集い」(松山市)	
			全難連実施の全国患者受診状況調査に協力	
			全難連、厚生省に研究費用増額、療養施設増などを請願	
			A.L.S患者受診状況調査(協会主催)まとまる	
			医療法改正問題で厚生省を再び訪問	
			意思伝達装置が日常生活用具に入る	
			岡山県支部	
			人工呼吸器貸し出し事業開始(*8)	
			福井県支部	
			闘病記「照る日かける日」発行(*6)	
			津島雄二厚生大臣に陳情書提出	
			ホーリング博士来日講演	
			JALSA基金設立準備会発足(*9)	
			「ケアブック」第1号発行	
			人工呼吸器12ヶ所の病院に寄贈	
			高知県支部	
			国際会議に出席	
			ケア会議(アメリカ)に出席	
			国際会議に出席	
			国際ALS/MND協会同盟結成。幹事国となる(*10)	
栃木県支部				

\*5

## 【1986/9 ケアブック作成はじまる】

患者さん同志の交流が深まるとそれぞれ苦心された貴重な介護方法などがわかつてきました。このため、それらの体験なども踏まえて一冊の本にまとめようということでのケアブックの作成準備がはじまりました。1986年9月のことでした。当初は外国の翻訳も検討されましたが、我が国独自の物を作成する事になり、これには、きちんととした専門的なことも必要なため、医師、看護婦（当時）、専門職の方々がボランティアで最高のケア方法を選択するべく執筆いただきました。この本は実際に介護面で役立てていただけたように、図版を数多く入れ分かりやすく解説しています。これは、その後、新たに発病された患者・家族の「バイブル」的存続となっていました。より良いものへという熱意で2000年には改訂版、2005年には「新ALSケアブック」と進化してきています。多くの介護関係の専門職の方々からもご好評いただいています。



初の文集「いのち燃やさん」と海外版の文集「照る日かける日」。

\*6

## 【1987/4 設立記念文集「いのち燃やさん」刊行】

協会設立の報道がされたため、全国各地でALS患者さんが名乗りを挙げてくれました。それまでは、ALSは難病とされているので保健所への登録はされているのですがプライバシーの問題があり、協会といえども教えてもらることはできませんでした。名乗りをあげてくれた患者さんはいろいろ言いたいことが山ほどありました。それでは、ということで皆さんに呼びかけましたのが「いのち燃やさん」です。これをきっかけに患者さんが開病生活のこと、歩んできた人生など手足が動かなくなつても頭は普通の人とかわりないため手記にして出版する人が続々と出てまいりました。今回20周年年にあたり、調査しただけでも100冊を超える出版が確認できました。海外でも同じようにアメリカのオリバーさん（患者・家族）の呼びかけで患者・遺族・医療関係者の手記を集めめたものが「照る日かける日」として1991年5月に出版されました。これは、協会新潟県支部の若林佑子さんの大変なご尽力で翻訳され出版されました。



岡村勲先生（左から  
2人目）と  
2代目会長の  
松本茂氏（左端）と  
妻のるいさん。  
(右端)

\*7

## 【1987/12 患者実態調査・弁護士会が協力】

第一東京弁護士会人権擁護委員会はALSに関する調査結果を「筋萎縮性側索硬化症（ALS）について——調査報告と提言」と題してまとめられました。これは松本茂会長と当時の弁護士会の岡村勲会長が先輩・後輩との関係もあって、松本さんの闘病に心を痛められた岡村会長が人権擁護委員会にはかられ実現しました。報告書は六章からなつていて、第六章で提言がなされています。その提言は、次の4項目にまとめられた。

①原因・治療法に関する研究体制の充実

②看護体制の確立

③社会への啓蒙

④法制度化

これを厚生省（当時）や衆参両社会労働委員会などに配布し、その後の法整備への足がかりとなりました。

\*8

## 【1990/5 人工呼吸器貸し出し始まる】

人工呼吸器の貸し出し制度が出来るまで、人工呼吸器をつけて在宅を望む場合は200万円位の人工呼吸器を購入しなければならず新潟県支部、千葉県支部等、行政に対して働きかけをしました。1991年ソニー株から携帯用人工呼吸器の購入のために1000万円のご寄付をいただきました。これは評論家の秋山ちえ子さんがいろいろ側面からご支援下さり実現したものでした。

早速人工呼吸器を購入してケアに熱心に取り組んでいた病院を中心に寄贈し、患者さんの外出用などに使つていただきました。これをきっかけにジャルサ基金を使用して貸し出しを増加させましたが、その後公的な貸し出し制度が整備されたためそちらに移行することになりました。

年												協会内			支部設立			
1993	1993	1993	1993	1993	1993	1993	1993	1993	1993	1993	1993	1993	1993	1993	1993	1993	1993	
1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	本部事務所 新宿区納戸町へ移転	衆議院厚生委員会で質問	衆議院予算委員会で質問	神奈川県支部	会員倍増委員会発足	ジャルサ基金募金活動 (三島市・秋田市・千歳市・岡山市・横浜市・東京都・福井市・ 金沢市・仙台市等)	
1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	アンケート調査報告 (呼吸器装着状況・入院受入等)	チヤリティ・コンサート (新谷のり子氏／秋田) (*9)	チヤリティ・コンサート (新谷のり子氏／秋田) (*9)	石川県支部	参議院予算委員会で質問	参議院予算委員会で質問	参議院予算委員会で質問
1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	国際ALS/MND協会同賀会議 (パリ) 出席	国際ALS/MND協会同賀会議 (パリ) 出席	国際ALS/MND協会同賀会議 (パリ) 出席	山口県支部	チヤリティ・バザー、街頭募金 (東京飯田橋)	チヤリティ・バザー、街頭募金 (東京飯田橋)	チヤリティ・バザー、街頭募金 (東京飯田橋)
1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	チヤリティ・サイン会 (長山藍子氏／三島市)	チヤリティ・サイン会 (長山藍子氏／三島市)	チヤリティ・サイン会 (長山藍子氏／三島市)	宮崎県支部	チヤリティ・コンサート (明大マンドリンOB／虎ノ門)	チヤリティ・コンサート (明大マンドリンOB／虎ノ門)	チヤリティ・コンサート (明大マンドリンOB／虎ノ門)
1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	基金融のための患者合同作品展 (神田、新潟、新宿)	基金融のための患者合同作品展 (神田、新潟、新宿)	基金融のための患者合同作品展 (神田、新潟、新宿)	山形県支部	街頭募金 (御茶ノ水)	街頭募金 (御茶ノ水)	街頭募金 (御茶ノ水)
1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	名譽会長川口武久氏逝去 (*22)	名譽会長川口武久氏逝去 (*22)	名譽会長川口武久氏逝去 (*22)	宮崎県支部	国際ALS/MND協会同賀会議 (オランダ) 出席	国際ALS/MND協会同賀会議 (オランダ) 出席	国際ALS/MND協会同賀会議 (オランダ) 出席
1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	TDS「安樂死」審議運動	TDS「安樂死」審議運動	TDS「安樂死」審議運動	阪神淡路大震災発生→緊急対応策の検討	アンケート(介護状況実態把握) (*17)	アンケート(介護状況実態把握) (*17)	アンケート(介護状況実態把握) (*17)
1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	1995	山形県支部	山形県支部	山形県支部	阪神淡路大震災発生→緊急対応策の検討			

\*9

## 【1991／7 ジャルサ基金準備会発足】

この運動を開始するにあたり、ALSが一般に知られていないこと、協会だけでは微力のため各界の有識者に賛同をお願いしました。都立大名誉教授磯村英一氏、聖路加国際病院長日野原重明氏、衆議院議長土井たか子氏をはじめ国議員66名を含む216名からご賛同をいただき出発いたしました。より多くの医学者、介護関係者にALSに関心をもつてもらい、原因究明や治療法の研究に対する奨励金の制度をつくりあげていきました。

1990年（平成2年）から募金活動を本格的にはじめました。当初は最低1億円を目指として、その利息で運用していくことを考えました。そのため、各種イベントを行いましたがなかなか目標額には達しませんでした。また、利息の方も当初年5%位にはなると考えていた事がご存知のような低金利の状況となり、大幅な見直しを余儀なくされました。しかし、過去11回の研究奨励金授与を行い、ALSの解明に眼を向けていただいてきたこと、また、ジャルサ講習会の開催により、多くの人と介護の実践を情報交換してきたことはそれなりの成果であったと思ております。

【ジャルサ基金】の設立の集いで挨拶される  
豊倉康夫先生。



\*10

## 【1992／11 国際ALS/MND協会結成、幹事国となる】

1987年（昭和62年）10月京都国際会館で国際ALS会議が海外14ヶ国より70名、国内200名の先生方が集まり開催されました。これは、故椿先生が熱心に関わられましたが、開催目前に病で倒れられてしまいまし

た。単一疾病的シンポジウムでのスケールは特筆されるものと言われ、また、医師・研究者だけでなく医療関係者、患者家族の参加を認めた点でも画期的なものでした。その後、この考え方を受け継いた形で1991年（平成3年）10月に英国MND（運動ニューロン病）協会主催の医学会議とケア会議が開催されました。この会議後、国際ALS/MND協会の結成が合意され、そして、



6人の執行委員の一人として日本より松岡事務局長（当時）が就任されました。それ以来、ヨーロッパとアメリカを軸に毎年会議は開催されました。途中、日本への誘致に熱心であつた松岡事務局長が亡くなられたことなどがありましたが、ご主人の遺志を引き継いだ松岡佑子さんがイギリス本部との精力的な折衝をしていただき、ここに本年横浜で国際会議を開催する運びとなりました。少しでも解明への前進であることを願つてやみません。

2005年、ダブリン（アイルランド）での同盟会議を終えての記念写真。



ミラノの会場で台湾・韓国の代表と交流中の橋本会長（右端）。

\*11

## 【1995/3 ジャルサ講習会開始】

ジャルサ基金の使命としては「原因究明と治療法開発の促進」と並び、「ALSの啓蒙、ケア体制の確立」が大きな柱です。ケア体制の確立の一環として、1995年3月4・18日に第一回ケア講習会を横浜市で開催いたしました。その後この講習会はほぼ毎年のように行われ、患者・家族はもとより、医療福祉関係者の皆様も大勢参加していただき、ALS患者を取り巻くさまざまな問題を取り上げ研鑽に努めています。そして、昨年11月の開催で第10回を数えました。また、各県支部においても同様な講習会を開催していることもあり、これからも回を重ねて多くの人がこの病気のケアに参加できるようになってもらいたいと願っております。



上：大分県でのジャルサ講習会。  
下：仙台でのジャルサ講習会に参加の患者さん方。

\*12

## 【1996 法人化検討】

協会の活動が活発化してくるとお金も必要となつてきました。特に患者さんの切なる希望で立ち上げたALS基金（当時）に多方面から寄付を募る際、法人化の必要が切実になりました。一方、政府は諸般の状況から公益法人の原則、新規認可しない方針となってしまいました。それでも協会としては2000年（平成12年）3月には熊本事務局長が厚生省を訪ね、「公益法人化の早期実現についてのお願い」を手交して法人化の実現を働きかけました。協会内でも法人化対応体制の準備などを進めてきていますが、未だ実現には至つておりません。今後の政策動向も見据えながら、前向きに進めていく方針です。



事務局（松岡宅）に鹿児島の木脇さん（左から2人目）をお迎えして、松岡事務局長（左端）とボランティア。

\*13

## 【1998/8 相談窓口開設】

協会設立当時はまだALSという告知を躊躇しておられた医師も多かつたようでした。しかし、呼吸器の進歩や協会の活動に後押しされて、早い段階での告知がなされました。しかしながら、告知された患者・家族は呆然とし、どうしたらいいかわからないという方も多々ありました。協会はこれまでのケアの経験や講習会などの知識を活用し、看護師さん、ソーシャル・ワーカー、遺族などの方にボランティアで毎週2日、全国からの相談を受ける体制をつくりました。病院では「3分診断」とか陰口をたたかれるほど詳しい話をする機会のない、患者さんは電話や場合によつてはわざわざ本部事務所まで訪ねてこられるなどして病気のことだけでなく、医療費のことと福祉制度の活用、さらにはこれからの生き方や家族関係まで多岐にわたつてじっくりと相談していただいております。



現在のALS協会（1階）のあるビルの正門と入り口。

\* 14

## 【2001 国際交流】

140年余も歴史のあるこの病気は全世界あげて挑戦しているのにもかかわらず難攻不落です。世界各国の皆さんもなんとかこの病気を克服したいという願いは共通で、機会をみつけては近隣諸国とは往来をはじめていました。韓国からは昨年・今年と続いて総会に幹部の方がお見えになり、ご挨拶までいただきました。極め付きは本年11月26日からの国際会議です。17回にしてはじめてアジア圏で開催されることも大変意義深いこと思います。この開催に至るのは松岡幸雄元事務局長の遺志を貢献の受け止められ奔走いただいた奥様の松岡佑子さんのご尽力には大変感謝しています。



上：台北を訪問、台湾ALS協会との交流。  
下：総会に参加された韓国ALS協会の役員さんたち。

\* 15

## 【2003 / 7 投票制度】

公職選挙法では選挙権の行使は投票所に行き、投票用紙に自書することが必要とされていました。このため、病状の進んだALS患者は参政権を奪われてしまっていました。2000年に患者さんが新谷弁護士さん等の応援をいたいで国家賠償請求訴訟を提起しました。2002年11月、裁判所は賠償請求を棄却しましたが、選挙権を行使できるような投票制度が設けられていましたことは違憲であるという画期的な判決をしていました。これに基づき半年後、公職選挙法が改正され、郵便による代筆投票制度が認められることになり、これは協会活動における人権復活活動の象徴といつても過言ではないでしょう。

\* 16

## 【厚生省請願】

協会が発足して半月後、川口会長が今井厚生大臣を訪問したのが協会として厚生省との折衝の始まりでした。それから制度面の改善を求めていろいろの要望書、嘆願書を提出してまいりました。長期療養施設の設置、研究班の設置、在宅介護手当など各種手当の充実、人工呼吸器などの公費負担、コミュニケーション機器の日常生活用具組み入れなどです。昨年は障害者自立支援法、診療報酬改定に関する要望を提出し、さらに「補装具・日常生活支援用具」の見直しや在宅呼吸器診療報酬が切り下げられないよう関係団体と團結して要請したりしてきました。

小泉厚生大臣に陳情



上：野呂田代議士の案内で津島厚生大臣に陳情  
下：菅直人厚生大臣に陳情の松本会長と叶内副会長



\* 17

## 【在宅療養】

病気の人は病院で入院して治療する。我々の幼いころはこれが常識でした。しかし、協会がてきてからの流れをみると長期入院が難しいように入院患者への保険点数の削減などの方法で進んできています。これは増大する医療費の負担に国が耐えられなくなってきたことでもあります。また、呼吸器をつけた患者は集中治療室などの施設の整った病室でないと過ごせなかつたのが機器の進歩によりポータブル化してきたなどの背景もあり、ALSの患者といえども在宅療養へと方向が避けられなくなりました。そうは言っても24時間介護の必要は変わらず、それが全て家族に負わされてしまうのでは患者より先に家族がダウンしかねません。今、協会はどういうサポート体制がベストなのか、現実に工夫されている患者・家族さんの考え方も聞きながら、療養環境改善に向けてがんばるつもりです。

【吸引問題】

\* 18

呼吸機器の進歩はこの20年目覚しいものがありました。今から思えば巨大な機器が手軽なコンパクトな物へと大きく様変わりし、性能も飛躍的に進展しました。呼吸器を装着することによって大幅に延命され、昔の学術書の書いてある余命3~5年は「死語」になりました。

ただ、問題は残りました。國の方針による在宅医療の方針と相俟つて、在宅や施設での吸引問題が出てきました。吸引は2時間おきくらいには昼夜問わずしなければならないのに、吸引行為は法で医師・看護婦以外には行えないとなっていました。協会は2002年はじめに吸引問題解決促進委員会を立ち上げ、橋本委員長のもと厚生大臣に働きかけ2006年には医政局長名で各県知事に通知が発出されました。しかしながら、我々の要望とは

違い、非常に狹義なものとなっていました。その後、各種の働きかけの結果、2005年3月になつて、一定の条件の下、在宅における療養患者・障害者に対する家族以外の者による吸引が許容されることになりました。このような活動は協会の大きな役割であり、今後も主体的に発言していく道となることでしょう。

\* 19  
【グローバルデイ制定】

ALS/MND同盟会議でグローバルデイを定めました。日本では銀座で患者さんと一緒に募金活動をしました。



全国から接見室につめかけた患者さん・ご家族。

上：17万8000人の署名の重み。  
下：吸引講習会で指導を受ける金沢事務局長。

グローバルデイに銀座で募金活動。

\* 20

## 【2002/1 意思伝達装置「伝の心」貸出制度開始】

(株)日立製作所および(株)日立ケービイシステムズより意思伝達装置「伝の心」の寄贈を受け(寄贈2回、合計20台)、日常生活用具として意思伝達装置の貸出を受けるまでの間、患者さんが機器を試用できるように貸出を開始しました。意思伝達装置はコミュニケーション手段の確保として重要なことはもちろんですが、インターネットやメールの利用は患者さんの療養生活を豊かにします。現在まで175人の方が利用されており、貸出期間中には機器の扱いに慣れ、給付申請された方は大勢いらっしゃいます。

\* 21

## 【様々な募金活動 チャリティコンサート・街頭募金】

バザー・展示会・日米野球・カラオケ大会】

\* 22

## 【亡くなられた功労者達】

椿先生、川口初代会長、松岡事務局長等。



夏木ゆたか司会の  
チャリティカラオケ大会。

20年前、何も無い状態から会は出発しました。闘病し、介護されている患者さんから会費をいただくのは大変心苦しいという気持を持つていきましたが、活動には最低限の費用がかかりますので、熟慮の末、決めたのが年会費3000円（現在4000円）でした。しかし、それだけでは会報を出すのが精一杯ということです。事務所も借りる事もできず、また活動していただく方には全くの手弁当でお願いせざるを得ませんでした。一方、活動したいことはたくさんありました。これを支えていただきたいことは一般のご寄付と各種の募金活動でした。山本直純さんのコンサートを全国各地で開催したり、遺族の子供さんまでにお願いして銀座などの街頭募金もしました。明治大学マンドリンクラブOBと遺族とのジョインコンサートも開催しました。患者さんの趣味であつたカラオケ大会も好評でした。2005年には今回の国際大会のための資金集めのため、㈱イオンのご協力で日米野球の全試合で募金活動ができたのも嬉しい限りです。



チャリティのための絵画展と長山藍子サイン会。

秋田県支部のチャリティーバザー。



協会設立の生みの親は、患者川口武久氏、医師椿忠雄氏、事務局長松岡幸雄氏と言つて過言ではあるまい。いずれの方もこの20周年を迎えることなく旅立たれてしましました。また、椿先生の亡き後、何かと力を貸していただいた豊倉康夫先生や協会副会長として「徹子の部屋」に出演しALSの悲しさをアピールし、会員増に大きく貢献された叶内立郎氏等取り上げたら切りが無いほど多くの方々のご活躍がここに20周年へと結実したのだと思います。あらためて哀悼の意を表します。



協会設立に多大のご尽力を頂いた椿忠雄先生。





年 月 日	協会内										支 部 設 立	対外活動・出来事
	愛知県支部	徳島県支部	岩手県支部	国療山形病院に神経難病専用病棟完成								
2002.2.20	2001.2.20	2000.2.20	2000.2.20	2000.2.20	2000.2.20	2000.2.20	2000.2.20	2000.2.20	2000.2.20	2000.2.20	2000.2.20	2000.2.20
1.1.11.10	19.14.26	2001.6.6	2001.10.10	2001.5.5	2001.27	2001.25	2001.22	2001.8	2001.1	2000.6	2000.11	2000.11
意思伝達装置「伝の心」貸出制度開始 (*20)	福祉機器講習会開催 (東京)	日本ALS交流会 (台北)	韓国ALS協会訪問 (熊本事務局長)	国際ALS/MND協会同盟に05年開催立候補通告	クロアチアALS協会会长一行事務局来訪 (*14)	北海道支部	厚生労働省発足	国際ALS/MND協会同盟会議 (ランマーク) 出席	岐阜県支部	福島県支部	静岡県支部	
								吸引 (*18)、訪問看護、公益法人化について坂口力厚生労働大臣 (櫻屋副大臣対応) に要請書提出				
								遺伝性ALSの原因遺伝子を特定 (東海大他)				
								国際ALS/MND協会同盟会議 (オーランダ・米) 出席				



年	協会内	支部設立	対外活動・出来事	
			国際ALS/MND協会同盟会議(フィラデルフィア)出席	厚生労働省へ「障害者自立支援給付法(仮称)に関する要望」提出
2004				
2005	JALSA尊厳死問題委員会(仮称)の設置			
2005	韓国ALS協会総会へ出席			
2005	台湾ALS協会と沖縄で交流会			
2005	金沢事務局長、読売新聞「論点」に投稿			
2005	JALSAいのちの倫理研究会			
2005	(尊厳死問題委員会改称)開催			
2005	厚生労働省へ「重度障害・重症神経難病ALS患者等の療養環境整備に関する要望」提出			
2005	本部事務局千代田区九段へ移転			
2005	ジヤルサ講習会(第10回)			
2005	広島県支部			
2006	新ALSケアブック発行			
2006	厚生労働省へ「在宅人工呼吸患者の医療を守る要望書」提出	長崎県支部		
2006	国際ALS/MND協会同盟会議(タブリン)出席			
2006	第17回ALS/MND国際シンポジウム横浜で開催			